## 新たな過疎対策法 の制定に関する意見

 $\mathcal{O}$ 整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。 特別措置法 過疎 対策に  $\mathcal{O}$ 0 制定に V ては により、 昭 和四十五年に 総合的 な過疎対策事業が実施され、 「過疎 地域対策緊急措置法」 過疎地域に 制定以来、 おける生活環境 四次にわた

状況に直面している。 しかしながら、 の荒廃や度重なる豪雨 依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、 ・地震等の発生による林地崩壊、 河川の また、 氾濫など、 森林管理 極め の放置に て深 刻な よる

域であ  $\mathcal{O}$ 過疎地域は、 場を提供、 ŋ また、 我が国の 災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をし 都市に対する食料 国土の過半を占 · 水 め • エネル 豊か ギ な自然や歴史・ の供給、 国 土 文化を有するふるさと 自然環境 の保全とい ている。  $\mathcal{O}$ B 批

過疎地域 過疎地域が果たしているこのような多面的・ の住民によって支えられてきたものである。 公益的 機能は国民共有の財産であり、 それ は

政策を確立・推進することが重要である。 現行の 過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、 「過疎地域自立促進特別措置法」は令和三年三月末をもって失効することとな 住民の暮らしを支えてい る

よる新たな過疎対策の可能性についても併せて検討すべきである。 ことが予想されており、 口減少と少子高齢化の急速な進展により、 引き続き現行の過疎対策を充実強化させるとともに、 過疎地域を取り巻く環境は 一層厳しさを増す 技術革新等に

る。 9 て、 国会及び政府におかれ ては、 新たな過疎対策法の制定をされるよう強く要望す

右、 地方自治法第九十九 条の規定により意見書を提出する。

令和元年十月三日

大分県議会議長 麻 生 栄 作

総財 内 参 土 林 議 務 水 院院 大 議 大 大 大 臣 臣 臣 長 臣 長 江高麻安 山大 生 倍 市 東 太 晋 昭 理 描 三 子 拓 郎 森 殿 殿 殿 殿 殿

玉

交

通

臣

嘉